

見附市選挙管理委員会告示第9号

令和7年7月20日執行予定の参議院新潟県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第53条第1項及び第59条の4第4項の規定により投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送する場合、その発送を開始する日を次のとおり定める。

令和7年6月25日

見附市選挙管理委員会

委員長 佐野 眞砂子

郵便等をもって発送開始する日

参議院新潟県選出議員選挙 令和7年7月4日

参議院比例代表選出議員選挙 令和7年7月4日